**第２５回大阪府食の安全安心推進協議会**

**日　　時：令和４年３月２９日（火）**

**午後１時３０分から**

**実施方法：ＷＥＢ会議（Microsoft Teams）**

**事務局：食の安全推進課　会議室**

**傍聴席：國民會館　12階　ミニホール**

○事務局　本日は、何かとご多用なところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課課長補佐の永田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。　早速ではございますが、協議会の開催に当たりまして、大阪府健康医療部長の藤井よりご挨拶申し上げます。

○健康医療部長　藤井　こんにちは。大阪府健康医療部長の藤井です。本日は、年度末の大変お忙しい中、「食の安全安心推進協議会」にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から健康医療行政の推進にご理解、ご協力いただきまして併せて御礼申し上げます。

　さて、新型コロナウイルス感染症の状況ですが、今回、オミクロン株の変異によりまして、昨年（令和３年）の１２月から拡大いたしました、第六波につきましては、１日当たり１万人以上の感染者の拡大が連続して続きまして、大変、厳しい医療の逼迫等、厳しい局面を迎えたところでございます。幸い、７週間連続で感染者のほうは減少傾向にはあります。

　一方で、オミクロン株の中でもＢＡ．２（ステルスオミクロンＢＡ．２株）という新たな変異株への置き換わりがここ大阪でも進んでいるところで、更に感染力が高いとされております。

　また、年度末につきましては、人流が拡大することから、これまで２回も春先に感染拡大の波が起こるという経験をしております。そのため、大阪府では、４月２４日（令和４年）までを集中警戒期間として新型コロナウイルス感染症感染拡大への警戒を続けていくところです。大阪府といたしましては、医療療養体制の強化に引き続きしっかりと取り組んでまいりますので、皆さまのご支援、ご協力のほど引き続きどうぞよろしくお願いい申し上げます。

　このような状況から今回、この協議会につきましてもウェブ開催とさせていただきました。食の安全安心を生産から消費まで確保するまでには、様々な課題に対して多角的なアプローチをすることが必要となります。

　そのためには、食品関連事業者さんや消費者の皆さん、様々なご理解とご協力が欠かせません。本協議会で各関係者の皆さまから幅広いそれぞれの立場からご意見をいただくという場は非常に重要だと認識しております。

　今年度（令和３年度）は、第３期食の安全安心推進計画の４年目となります。２年を上回る新型コロナウイルス感染症禍という状況の中、様々な取組みを工夫を凝らして実施をしているところでありますが、本日の協議会では、今年度の部会審議状況のご報告と、第３期計画の進捗状況についてご報告を差し上げます。併せまして、次期第４期計画の策定に向けてご意見を賜りたいと考えております。

　皆さまのそれぞれのご意見を踏まえまして、次年度の取組みあるいは、次期第４期計画の策定作業を進めてまいりたいと考えておりますので、大変限られた時間ではございますが、また、このようなウェブ開催ということでございますが、忌憚なく委員の皆さま方からご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

　以上、簡単ではございますが、開催に当たりまして私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局　藤井部長、ありがとうございました。藤井部長は、次の公務のため、ここで退席させていただきます。なお、本日、石川委員、河合委員、佐伯委員、西寺委員におかれましては、所用のため、欠席との報告を受けております。また、中村委員におかれましては、本日、ご出席の予定ではございますが、まだ、ご出席の確認が取れておりませんので後ほどまた改めて確認をさせていただきたいと思います。

　本日は、行政機関として、厚生労働省近畿厚生局、農林水産省近畿農政局、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の皆さま方にもオブザーバーとしてご参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、会議を開催します前に、事前にメールにて配布しております資料の確認をさせていただきます。資料を画面にて共有させていただきますので、ご確認ください。

　本日の「次第」

　「委員名簿」

　資料１　大阪府食の安全安心推進協議会部会の開催状況について

　資料２　第３期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況について

　資料３　第３期大阪府食の安全安心推進計画の変更箇所（案）について

　資料４　第４期大阪府食の安全安心推進計画の策定について

　参考資料１－１　大阪版食の安全安心認証制度の今後の方向性について（案）

　参考資料１－２　第９回大阪府食の安全安心顕彰制度に係るスケジュール（案）

参考資料２－１　大阪府の食に関する情報発信について（概要）

　参考資料２－２　大阪府食の安全安心メールマガジン自主回収情報の変更（案）

　参考資料２－３　大阪府の食に関する情報発信について

　参考資料２－４　大阪府の食に関する情報収集について

以上、１２点でございます。不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

　次に、本日の定足数について報告いたします。本協議会は、「大阪府食の安全安心推進協議会規則第五条第二項」により、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができないこととなっております。本日、ご出席いただきました委員の皆様は、１２名で、委員総数１７名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

　それでは、以降の進行は大阪府食の安全安心推進協議会の小田会長にお願い申し上げます。小田会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小田会長　はい。小田でございます。この度、会長に就任いたしました。委員の皆さまの半数程度が入れ替えになったわけですが、この新型コロナウイルス感染症禍で、前会長の音田昌子会長ですね。確か、平成２９年の８月でしたかね。情報発信評価検証部会長からそのときの会長が中村会長であったわけですが、彼に引き継がれて、お礼も言えないままこのようなことになってしまって本当に新型コロナウイルス感染症で残念なことなのですが。音田会長がずっと進められてきたことを継続して、より発展させていこうと考えておりますので、委員の皆さま方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

　それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。ご協力よろしくお願い申し上げます。

　まず、この会議は、すべて公開であります。事務局で議事録を作成して、大阪府のホームページなどで公表するようにお願いいたします。

　それでは、まず議事の１でありますが、「大阪府食の安全安心推進協議会部会の実施報告について」になります。資料１、先ほどご説明のあった資料１に「事業者あり方検討部会」がオンラインで１回、それから、「情報発信評価検証部会」が同じくオンラインで１回開催されております。

　それでは、「事業者あり方検討部会」の部会長を兼ねております、私からまず、「事業者あり方検討部会」の報告をさせていただきます。

　先ほど、資料にありましたように今年度２月８日に第２２回の「事業者あり方検討部会」をオンラインで開催いたしました。大阪版食の安全安心認証制度の今後の方向性などについて検討を行いました。それについて簡単にご報告させていただきます。

　大阪版食の安全安心認証制度の今後の方向性としては、「現行制度をより高度な衛生管理の取り組む施設を対象として認証する制度とすべきか」という点が議論になったのでありますが、事務局での検討状況も踏まえて、部会においても検討を行いました。

　今、共有されておりますのが、それをまとめました、参考資料１－１でありますが、まず、現状の認証制度のニーズが非常に高まっていること、それから、小規模事業者の取組み支援を図るという観点から、この提案にありました、「小規模な事業者を含めた自主衛生管理の底上げ。これを第一の目的として、そして現行制度の特色でもある、コンプライアンスや危機管理の基準。これを活かした認証制度として維持する」という現行制度の今後の方向性で検討した結果、これを部会として賛同するということになりました。

　なお、現行制度の目的や位置付けなどは維持しながらも法改正との整合性を図るという観点から、認証基準の一部を見直すことについて事務局から併せて提案がありました。基準の見直しに当たっては、認証機関の意見も聞きながら十分に検討したうえで、部会としてもそれを了承したということであります。これを事務局で認証基準の一部見直しが行われるそのような手続きが行われる予定です。

　次に、「大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会」ですが、この部会の会議は残念ながら開催できませんでしたが、この場をお借りしてこの報告をさせていただきます。

　まず、「認証機関の審査について」ですが、令和２年度及び令和３年度の認証機関指定申請は新規・更新共にありませんでした。従って、認証機関は現在、１０機関となっております。

　あと、「認証機関に対する監査」でございますが、大阪版食の安全安心認証制度実施要綱第三十条第三項に基づく、認証機関の監査を現在、認証機関に指定されている１０機関に対して、大阪府に今年度の３月に実施した結果、いずれも適正だったとして部会に報告がありました。これについては、昨日も委員の皆さま方に事務局からメールでお知らせがあったとおりであります。以上です。

　それでは、これについて何かご質問またはご意見がある委員の方は、挙手かこのリアクションで手を挙げてもらうかで意思表示をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。何かご質問ありますか。はい。よろしくお願いいたします。

○標葉委員　公募委員の標葉と申します。よろしくお願いいたします。

　質問なのですが、今回、食の安全安心認証制度の位置付けの変更をするということなのですが、ＨＡＣＣＰ（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害要因分析重要管理点）の考え方を取り入れた衛生管理の基準と同等以上をめざすということなのですが、大規模な事業者の方は、ＨＡＣＣＰに基づくというような形になっていると思うのですが、このＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理という意味で、これは、小規模な事業者向けというような考え方だと思うのですが、これに関して、要は、この認証を取ることによって小規模な事業者でもＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理を実施しているというその保証になるというようなことをめざすという考え方ですかね。

　現時点では、この部分の認証を取り入れた衛生管理を実施しているということがいえない認証になっていると思うのですが、今回、制度の位置付けを見直すという部分で、この認証を取っておけば、それができているという認証に改めていくという考えで進めていくということでよろしいのでしょうか。

○小田会長　事務局から何かありますか。

○事務局　事務局です。今回少し、わかり辛い部分があったかもしれないのですが、まず、部会の中で検討させていただいた内容としては、今の現行の認証制度の位置付けを今よりもより高度な衛生管理の取組みを認証する制度としたほうがよいのかどうかということで、今よりも高度な取組みを認証するという制度にするのであれば、ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理と同等以上の、いわゆる、ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理と呼ばれるようなところをめざすような位置付けにすべきかどうかということで、一度、基準の見直し案等も作らせていただいたうえで、検討したというところはそのとおりでございます。

　ただ、いったん、検討させていただいた中では、やはり小規模な事業者の方にとっては、更に今よりも認証取得というものが困難になってくるといったところが課題としては見えてきたということがありましたので、そのような意味では、検討課題としておりました、より高度な、また高めをめざす制度に見直すというよりは、もともと制度を制定したときの当初のコンセプトとして、「小規模な事業者も含めた自主衛生管理の底上げ」ということが第一の目的とした制度ですから、やはり、当初の目的の自主衛生管理の底上げを目的とした制度として現行制度を維持するという形で事務局の方針案を提案させていただきまして、前回の部会でご賛同いただいたというところですから、今のところ、制度の位置付けを大きく変えるというものではないということでご理解いただければと思います。

　それから、もう１点。「この制度を取得することで、ＨＡＣＣＰの認証を受けたと理解してよいのかどうか」ということなのですが、この現行の認証制度におきましても、平成２９年、ＨＡＣＣＰの制度化に先立って、認証基準においては、ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた基準に平成２９年の時点では見直しておりますので、そのような意味で認証取得をしていただければ、「ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理に取り組んでいますよ」ということは言える制度にはなっていると理解いただければよいのではと思っております。

　今のご説明で標葉委員、いかがでしょうか。少し補足をさせていただいたのですが。ご不明な点等ございますでしょうか。

○標葉委員　よくわかりました。ただその、検討の結果という形になっているというところなのですが、やはり、小規模な事業者という方々は、ＨＡＣＣＰで基本としては、ＩＳＯ２０００（食品安全マネジメントシステム）とかＦＳＳＣ２２０００（食品安全システム認証）などあると思うのですが、そのようなものは取りにくいからそうだとすると、どのような認証があるのかといったときにこの大阪版食の安全安心認証というものが手軽というとあれなのですが、比較的取り組みやすいという部分で最適というか、よい認証だと思うのですけれども、そのあたりでやはり、何というのでしょうか、「ＨＡＣＣＰの認証を取っていますか」となったときに「大阪府の食の安全安心認証を取っていますので、うちは大丈夫です」というようなことがきちんと謳えるような認証になっていくのが一番、よいと思いますので、考え方自体はよく理解できましたのでその方向で進めていただければと思います。

○小田会長　よろしいですか。

○事務局　はい。ありがとうございます。

○小田会長　我々の制度がおじいちゃん、おばあちゃんがしているようなお店でもきちんと取っていただければそのような対応が可能だということで進めておりますので、よろしくお願いいたします。

　ほかに何かご質問ありますでしょうか。

○事務局　小崎先生から。

○小田会長　はい、どうぞ。

○小崎委員　先ほどの話というのは、ＨＡＣＣＰと一般衛生管理の部分と錯綜していると思うのですね。ですから、ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた部分に関しては、小規模の事業者に対してその考え方という部分もわかるのですが、少し資料の書きぶりがＨＡＣＣＰによる衛生管理だとかそのような部分があって、例えば、法改正の整合性という部分に関して、隣に飛ばないとか、水栓による再汚染のところに関して「汚染構造がうんぬん」ということは、これは、ＨＡＣＣＰではなくて、一般衛生管理の中での話で、一般衛生管理の部分をきちんとして、なおかつその上にＨＡＣＣＰの考え方を乗せるということが通常の、ＩＳＯ２２０００もそのような仕組みになっているわけですよね。だから、理論の部分に関して今、小田先生が仕切っておられる部分に関して言えば、通常の一般衛生管理がきちんとできていて、それがきちんと記録として残っているという部分に関して大阪府が小規模な事業者に対してそのような衛生指導をしていくというような考え方で進められたほうがよいと思うのですが。何か、ＨＡＣＣＰ、ＨＡＣＣＰという部分が一人歩きをして、せっかく法令を変えて去年（令和３年）の６月からスタートしているのに、ある意味、昔のマルソウ（総合衛生管理製造過程）の影響が及んでいるかどうか知りませんが、先ほど申し上げたように衛生管理の部分を少し強化するとかそのような文言で議論していただくほうが小規模事業者に対する取得というものがより進むのではないかと思うのですが。そのＨＡＣＣＰという言葉を前面に出すとやはり、少し違和感を覚えるというのが私の印象なのですがいかがでしょうか。

○小田会長　事務局から説明をしてもらえますか。先生のおっしゃる通りなのですが。それで、ＨＡＣＣＰということが少し独り歩きしていることが。そのように法令化されたということもあるのですが、我々は、あくまでも小規模な事業者の方が要するに、消費者に対して安全安心を担保できるような、そのような制度にすればという思いなのですが。事務局から何かありますか。

○事務局　今、小崎委員それから小田会長がおっしゃったまさにそのとおりでございまして、もともと認証制度では、一番、重きにおいていたものが一般衛生管理の部分でございまして、一般衛生管理の内容でもやはり、小規模な事業者さんにとっては、まず、何をすればよいのかわからないというところからそれをわかりやすく基準化して認証につなげていく、底上げにつなげていくということも目的とした制度からスタートしておりまして、そのような中でＨＡＣＣＰの制度化というところが入ってきましたので、ますますその、ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた基準を一部、追加をしたということなのですが、現行の認証制度の認証基準、衛生管理の項目が４５項目あるのですが、その中でもほとんど一般衛生管理の項目になっておりまして、実際にＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた基準としては、４５項目のうち、２つの項目。いわゆる、「重要管理点を明確にしたうえで、そこを記録で残していきましょう」というこの２つのポイントのみが今の認証制度の中では、ＨＡＣＣＰの考え方の基準ということで追加をして運用しているというところです。

　ただ、これを、先ほど資料でもありましたように、より高めをめざす制度になれば、ここに更に、ＨＡＣＣＰチームを作るであるとか、違う要因分析を自ら発するであるとか、そのようなところを追加するということになってくると、やはり小規模な事業者さんにとっては、難しいものになってくるのではないかと。

　そのようなことで、小崎委員がおっしゃったようにＨＡＣＣＰ、ＨＡＣＣＰという形ではなくてやはり、初心に立ち返って一般衛生管理の土台の部分をまずは、底上げとして認証する制度として維持していこうということで部会では賛同いただいたというように理解しているところです。

○小崎委員　よくわかりました。

○小田会長　ほかに何かあるでしょうか。

○津塩委員　ただ今のお話の中で、ＨＡＣＣＰについては、法改正により義務化になったということで、その運用の内容については、この担当は保健所になるのでしょうかね。チェックが入ると思うのですが。

　この認証制度の関係についてのチェック体制というか、どこがどのような形で適正な運用がされているのかというチェックは、どのようにされているのか教えていただきたいのですが。

○小田会長　事務局、いかがでしょうか。

○事務局　はい。この認証制度なのですが、先ほど小田会長からもご報告いただいたように認証制度の認証する機関としては、現在、１０の民間機関を大阪府が認証機関として指定をしておりまして、更にその認証機関の中でもこの、認証に関わる審査員についても一定の資格要件を設けたうえで認証基準の審査のポイントというものを審査員の養成講習という形で大阪府の職員が認証機関の審査員の候補者に対して講習会を実施しまして、適切に、できるだけ認証の目線を合わせるような形で平準化を図っているというところです。

　更に年１回、認証機関が適正に認証業務を行っているかどうかということを大阪府のほうで監査を実施しまして、先ほど、小田部会長から説明いただきましたように今年度、令和３年度の認証機関の監査においては、特に指摘事項はなかったというご報告をさせていただいたところです。

○津塩委員　はい。わかりました。ありがとうございます。

○小田会長　ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、平川部会長からご報告をよろしくお願いいたします。

○平川部会長　はい。それでは、情報発信評価検証部会から報告させていただきます。

　令和４年２月２１日に報発信評価検証部会を開催しまして、大阪府の食に関する情報発信の取組み状況について事務局より報告を受け、講評を行いました。また、食の安全安心のメールマガジンの自主回収情報の変更案についての報告もありました。

　まず、「大阪府の食に関する情報発信」についてでございます。こちらは、皆さまのお手元の参考資料２－１、２－３、２－４が該当します。大阪府の食の安全安心に関する情報発信の取組み状況について、参考資料２－１に記載の４つの主な項目ごとにそれぞれ取組み例のご報告を受けました。

　まず、１つ目は「食の安全安心メールマガジンによる情報の提供」で、こちら、メールマガジンの登録者数は約８，８００件とまだ目標達成には至っていない旨のご報告がありました。また、登録者の割合としては、事業者６割に対して、消費者３割といった状況から、事務局に対しては、消費者により登録していただけるような普及啓発が必要ではないかといった点について意見を述べさせていただいております。

　次に２つ目の（２）大阪府のホームページや大阪府公式Twitterによる情報の提供です。こちらは、大阪府の公式Twitterを活用した情報発信の取組みについての報告がありました。

　Twitterでの情報発信の効果として、大阪府の関連ホームページのアクセス数の増加や、また、Twitter内で話題に上っている項目へのツイートやリプライで関心が高いと思われる項目へのツイートなどにより、一般の方々の関心の高い情報を配信できるということが報告されておりました。また、これらの取組み報告に対しては、委員からも「情報は、一方的に与えられるよりも何かやり取りがあってそこで気づかされるというほうがとても印象に残る」ということから、「話題に上っている内容へのツイートなどは、気づきを与えるという点でよいきっかけになるということで、今後も活かして欲しい」といった意見がありました。

　次に（３）は、「リスクコミュニケーション等による情報の提供」で、こちらは、まずシンポジウムについては、令和２年度、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症禍の影響で開催を見送ったこと、また、食品衛生講習会についても集合形式のものについては、一部開催の見送りや、参加人数を減らすなど感染対策に配慮した形で実施している状況から、令和元年度に比べて令和２年度、令和３年度の実績は、下回っているという状況の報告がありました。

　一方で、個別相談会やウェブでの講演といった新しい形式での実施にも取り組んでいるといった報告もありましたし、また、「食と命」をテーマにした食中毒予防啓発の出前授業を小中学校の生徒や教育関係者向けに実施しているという報告も併せてありました。このうち、出前授業については、委員からも評価する意見がありまして、「すべての学校を回ることは難しいとは思いますが、引き続き広げていってもらいたい」といった意見がありました。

　次に（４）。「その他の食に関する情報提供の取組み」としましては、まず、２点の事例報告がありました。１点目は、ウェブでの動画試聴型のＨＡＣＣＰセミナーなどの実施です。大阪府と包括連携協定を締結している民間企業との連携事業で、新たな取組みとして実施しているというところでした。２点目は、子供向けの食品表示に関する啓発媒体に関する報告でした。食物アレルギーの情報が記載されている食品表示は、子どもの頃から身近に感じながら学んでもらいたいということから、小学校の入学前後から小学校の高学年を対象とした啓発媒体として、絵本や食品パッケージの工作などを作成して、ホームページで掲載しているという報告でした。

　以上、４つの主な項目ごとに食の安全安心に関する情報発信状況の報告を受けまして、総じて今後、官と民、また消費者団体や事業者団体、それぞれとうまく連携しながらこれらの取組みをできるだけ多くの人たちに食の安全安心の情報が周知できるように取組みを続けていただきたいということが部会から意見として出されました。

　次に参考資料２－２で、「大阪府食の安全安心メールマガジン自主回収情報の変更について」、これの報告です。

　メールマガジンの自主回収情報については、昨年の６月に事務局から情報提供がありましたが、法に基づく自主回収報告制度がスタートしたことに伴って、メールマガジンでの配信内容が変更され、昨年６月以降は、平日のほぼ毎日、全国の自主回収情報を配信されているという状況であったところです。

　今回、事務局から、この全国まとめて配信している現在の自主回収情報の配信方法については、大阪府外で販売されている自主回収情報が非常に多くて、メールマガジン登録者にとって必要な情報が埋もれてしまう可能性があると、そのような課題が認識されまして、そのために販売店舗と販売地域を併記したうえで、大阪府内で販売された可能性の高い自主回収情報に情報を絞って配信するという変更がなされました。これについて参考資料２－２のとおり、事務局より報告がありまして、これについて委員からも自らにあまり関係しない地域の自主回収の情報が漠然と送られてきてもやはり、あまり役に立たず、見る回数も減っているといった意見もありまして、事務局から報告のあった変更案に賛同しました。また、メールに商品や表示ラベルの画像を添付し、より重要な案件を意味するといった柔軟な工夫をするなど、「消費者にとってわかりやすいメール配信にしていただきたい」という意見も添えました。

　なお、部会のあと３月からこの変更案に即した変更した内容をメール配信が開始されております。

　情報発信評価検証部会の実施報告は以上です。ありがとうございました。

○小田会長　どうもありがとうございます。皆さんの所にもメールマガジンが届いていると思うのですが、いろいろと事務局にご苦労いただいてありがとうございます。それでは、今の平川部会長の報告に対して何かご質問とかご意見はあるでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。次に議事の２になりますが、「第３期の大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況及び変更箇所（案）について」に移ります。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　食の安全推進課の志村と申します。私から「第３期の食の安全安心推進計画の進捗状況について」ご説明をさせていただきます。

　こちらの資料２になりますが、一番左に「府の取組み」としまして、例えば５番、６番のこの番号といいますのが、推進計画の中で５２項の具体的な施策がございまして、それの数値目標を定めている取組みにつきまして、達成状況とか、計画の最終年度が来年度（令和４年度）になりますので、その目標のご説明をさせていただきます。

　まず、一番上の「成果の測定」としまして、「現在流通している食品が安全・安心だと思いますか」というアンケートを実施しています。これは毎年、府民１，０００名に対してアンケートを実施しているのですが、こちら、「安全・安心だと思わない」と答えた方は目標として１５％（パーセント）以下というものをめざして日々、取り組んでいるのですが、こちらの２０２１年度につきましては、１８．１％ということで、目標の１５％以下には達してはいないのですが、この第３期を始めた頃は、２２．９％と２０％以上の方が「少し不安だよ」ということだったのですが、今は２０％以下と出ていますので、このまま２０２２年度も１５％以下をめざしまして監視指導であるとか、リスクコミュニケーションを促進していくことに地道に取り組んでいきたいと思っております。

　つぎに、今回達成しているものと達成していないものとがありまして、達成しているものは、達成しているということで引き続き我々は努力をしていくのですが、少し、達成できなかったところも含めて抜粋してご説明をさせていただきます。

　２番の「畜産物の安全対策」なのですが、こちら、全施設を回る予定にしておりまして、達成しております。次に第５番、「養殖の生産安全対策」なのですが、目標のほうが、もともと２４施設ということで最終目標を決めていたのですが、２１施設に今回、減らさせていただいております。２０２１年度。今年ですね。令和３年度ですが、こちらも２１施設に修正させていただいております。これは、養殖場がまさに実数が減りまして、それに合わせて全施設監視ということは変わらないのですが、全体の数が減ったということで減らしております。

　続きまして６番と１１番の「大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導」と「大阪府食品衛生監視指導計画に基づく食品等の試験検査」いわゆる、抜き取り検査なのですが、２０２０年度に関しては、（6番）目標が１００％以上であったものが、８４％しかできなかった。こちら（11番）も目標が１００％については、２９％だったということで、令和３年度のほうも７４％と５４％ということで少し満たしておりません。

　これは、新型コロナウイルス感染症禍によりまして、保健所の業務が逼迫している時期などにより、事業を縮小したことにより、下回る結果となっております。ただ、こちらの減った中で、営業形態が増えたテイクアウトでありますとか、デリバリー、こちらのほうを重点的に監視するなど、社会情勢に応じて優先順位を検討しながら効果的な監視指導ということで、できる限りのことをいたしております。

　続きまして、１４番。この「表示の適正化の推進」のところで、こちら、「概ね正しく表示されている店舗の割合」につきましては、２０２０年度の目標は、８８％としておりまして、実質、８８％でクリアしておりましたが、令和３年度、２０２１年度のほうは、８３％と少し減っております。これは、先ほどの説明と同じなのですが、新型コロナウイルス感染症の関係で、業務を縮小したことによりまして、実質、こちらの令和２年度でできていない施設を中心に回らせていただきまして、パーセンテージとしては落ちているのですが、合理的な監視指導のほうをさせていただきました。次年度は、９０％をめざしまして、引き続きできる範囲の監視を続けていきたいと思っております。

　続きまして、「食品表示ウォッチャー兼推進員制度の推進」なのですが、こちらは、消費者の立場から食品販売店の食品表示状況をモニタリングするという活動なのですが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、完全に中止を２０２０年からさせていただいております。そして、２０２０年度、２０２１年度とこの２年を中止しまして、来年度、２０２２年度からは、現状のウォッチャー制度を見直しまして、消費者への食品表示の普及啓発を目的とした事業の実施。別の事業を予定しておりまして、今回は、２０２２年度の目標は行わずに、別の事業に差し替えて行っていく予定にしております。

　続きまして、こちらの「新たな表示制度の普及啓発」でございますとか、こちらの「リスクコミュニケーションの実施」あるいは、「食品衛生講習会の実施」、いわゆる、これまで集合形式で主に講習会とか説明会をしていたものなのですが、こちらのほうは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、軒並み実際には半分程度、特にこの食品衛生講習会については、１０分の１程度に落ち込んでいるという状況になっております。こちらも完全に新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのですが、こちらは、目標を達成していないのですが、現在、事業者を対象としたウェブでの動画配信型のＨＡＣＣＰセミナーの開催でございますとか、先ほど申し上げました、小学校で出前事業をするなど、色々と取り組んでおります。引き続きこの回数を元に戻すように頑張るということもあるのですが、また別の形でウェブを活用した形でどんどん推進していくことができるように新たに取り組んでいきたいと思っております。

　続きまして、こちらは、ホームページやメールマガジンの情報提供なのですが、こちらは先ほど平川部会長からご説明いただきましたところなのですが、それほど新型コロナウイルス感染症の影響は受けていないのですが、少しやはり、減少傾向でございます。これは、新型コロナウイルス感染症関係のメール内容だとか、Twitterであるとか、そのようなところで少し置き換えられた部分もございまして、少し減っているのですが、概ね達成している状況です。２０２２年度も引き続きできる限りしていきたいと思っております。

　続きまして、４６番の「大阪エコ農産物認証制度の推進」におきましては、２０２０年度の目標は、５６１ｈａのところ、５１７ｈａということで、少し減少しております。２０２１年度についても少し目標値からは減っているのですが、こちらは、２０１８年の台風２１号の記録的な強風により、ビニールハウス等に甚大な被害がございまして、計画当初よりも減少したまま回復に至っていないという状況でございます。

　農家や農地の減少の影響もございまして、横這いなのですが、引き続きできる限り、こちらの目標。２０２２年度の目標はそのままにこれからもしていきたいと思っております。

　目立った取組みについては以上なのですが、多くの事業におきまして、コロナ禍の影響を非常に受けております。全庁的な新型コロナウイルス感染症対策に注力する体制の確保でありますとか、感染の拡大防止に配慮した事業の見直しなどにより当初の目標達成には至っていない状況になっております。そのため、そこをしっかりまた戻すことができるところは戻していくという取組みを２０２２年度に引き続きしていきたいと思っております。

　それから、推進計画の変更箇所につきましては、資料３になるのですが、こちらは、「推進計画の変更箇所」につきましては、先ほどご説明いたしました、母数が減ったということでありますとか、計画ロスの見込みをある程度計画的なものに揃えたものでありますとか、条が変わりましたものとか。リコール制度に関しましては、条例でもともとしていたものが法律に基づく制度になりましたので、そちらの修正でありますとか、あとは、このマニュアル名の変更であるとか、組織名の変更というものが主になっております。

　第３期食の安全安心推進計画の進捗状況と変更箇所のご説明については以上になります。

○小田会長　はい。ありがとうございます。ただ今、第３期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況と変更箇所の各案について報告がありました。これについて何かご質問、ご意見等あるでしょうか。いかがでしょうか。

　僭越ですが、関西消費者協会（公益財団法人関西消費者協会）の丸山さま、おられますかね。いかがですか。何かご質問とかご意見はありますか。

○丸山委員　内容については、そのとおりで結構なのですが、情報発信につきまして、先日、部会のほうで私どもの関西消費者協会と大阪府さんのほうで何か連携して情報発信ができないかどうかというようなことをご提案しましたところ、大阪府の事務局から「関西消費者協会の情報誌を使って、そのメールマガジンの登録数を増やすための、紹介をしたい」といってくださいまして、当方としましても大阪府のコンテンツを載せることができるというのは非常にメリットといいますか、このような食の安全安心の情報を交えながら紹介していただきますと、その消費者の啓発にもつながりますしあと、大阪府の宣伝というか、活動の取組みを皆さんに知っていただくこともでき、あと、メールマガジンの登録もできますので、非常に連携がうまくいくのではないかと思って、それを期待しているのですね。

　それを編集スタッフと相談しましたところ、非常に喜びまして、やる気を出しまして、さっそく事務局と相談したいというように申しておりますので、これに限らず、これから官と民と企業などそのあたりの連携が、消費者庁などでもとても重視されてきていますので、それに限らずこれをきっかけとして益々私どもの協会と大阪府が一緒に活動できることがあればよいなと考えている次第でございます。

○小田会長　ありがとうございます。何か事務局のほうからありますか。

○事務局　食の安全推進課事務局です。ぜひ、ご協力いただきたいというように思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○丸山委員　よろしくお願いいたします。

○小田会長　あともし、よければ、農協中央会（大阪府農業協同組合中央会）の津塩委員、いかがでしょうか。何かありますか。ご意見とか、ご質問とか。

○津塩委員　私も先日、会議に出させていただきまして、ご意見させていただいたのですが、今後ますます、食の安全安心については、消費者、我々生産者のほうでも意識が高まってきております。また、産地偽装とかそのような問題も最近は多くなってきていますので、そのあたりも含めた発信を我々も一緒になって取組みをさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○小田会長　ありがとうございます。それでは、ここはこれでよろしいでしょうか。はい。

　それでは次に議事の３でありますが、「第４期大阪府食の安全安心推進計画の策定について」に移ります。今から事務局にお願いしてこの説明をしていただきますが、これについては、非常に重要な内容も含んでおりますので、説明が済んだあと、各委員の皆さまに一言ずつお伺いしようと思っていますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局　はい。それでは、議事の３についてご説明させていただきます。大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課の山出でございます。どうぞよろしくお願いいたします。資料を共有させていただきながら説明をさせていただきます。

　まず、資料４の内容に沿って第４期大阪府食の安全安心推進計画の策定について説明をさせていただきます。この資料４の構成としまして、左側に「推進計画の基本的な考え方」を、その下に「第３期計画の概要」を記載しております。次に真ん中の列には、本日の協議会でご意見いただきたい事項をまとめております。最後に右側に「第４期計画の策定スケジュール」を記載しております。

　まず、左側の「推進計画の基本的な考え方」をご覧いただけますでしょうか。先ほどの第３期計画の進捗状況をご報告させていただいたところですが、この計画はこちらにありますように、「食品等の生産から消費に至る各段階で府における食の安全安心の確保に関する施策を全庁横断的に計画的に進めるための長期計画」という位置付けになっております。また、「計画は条例に基づき、食の安全安心推進協議会の意見を聞かせていただくと共に府民の意見も反映するための適切な措置を講じて策定すること」としておりまして、協議会のご意見を聞かせていただいたうえで、更にパブリックコメントの手続きも経て策定しております。

　また、計画の基本方針としましては、条例の基本理念に則りまして、大阪府、いわゆる行政、それから食品関連事業者また府民、この三者でそれぞれの責務であるとか役割を理解しまして、共に協力して食の安全安心の確保に取り組んでいくという内容になっております。

　従いまして、この計画には、大阪府の施策事業だけではなくて、事業者が取り組むべき内容でありますとか、府民の取組みとして期待される内容のものが記載されているという点は、この計画の特徴になっております。

　まず、こちらが第３期計画の抜粋になるのですが、第３期計画の中では、このように施策の柱の中で「基本施策」ですとか、その中に５２の大阪府の取組み事業、個別事業の記載があるのですが、計画としては、大阪府の取組みが記載されておりまして、大阪府の取組みだけではなくて、関連する事業者に取り組んでいただくべきポイントを記載させていただいたりですとか、更に、府民の方に取り組んでいただくことが期待されるようなポイントを併せて書かせていただくことで、先ほどもご意見いただきましたように官民、それから府民が連携して食の安全安心に取り組んでいくという計画になっております。そして関連する事業に関して、目標指標を定めているといったところがこの食の安全安心推進計画の大きな特徴と呼べるものになっております。

　資料のほう戻りまして、次に「計画の期間」としましては、これまで第１期から第３期までは、それぞれ５年間の計画として定めておりまして、現行の第３期計画は令和４年度が最終年度となりますので、この第４期計画を令和５年度からスタートさせるに当たりまして、これから検討を進めていくということになります。

　続いて、「第３期計画の内容」についてですが、第３期からは、より計画の基本方針が明確となるように条例の基本理念を基にめざすべき姿としまして、『生産から消費までみんなでつなぐ食の安全・築く安心』をスローガンに掲げまして、大阪府、事業者、府民の相互理解と協力により取り組んでいくことをめざしております。

　こちらも計画の中でイメージ図を入れておりまして、そちらももう、ご覧いただいているかと思うのですが、これが第３期計画のほうで記載しているイメージ図になっております。こちらにありますように、大阪府、事業者、府民の相互理解と協力の下に生産から消費まで「皆で食の安全と安心ということを築いていこう、つないでいこう」というところがスローガンとして掲げられております。

　資料の方へ再度、戻らせていただきます。こちら、第３期計画では、第２期計画で掲げました施策の継続をすることを基本としつつ、こちらの１～４の４つの施策の柱にここに更に１３の基本施策を設定しまして、やはりその基本施策に基づいて、５２の個別の取組み事業を展開する計画としております。更に、計画策定時の課題でありました、食品表示法の施行に伴う新たな表示制度への対応ですとか、国際標準化、いわゆる、ＨＡＣＣＰの制度化を見据えた自主衛生管理の推進とこの２点につきまして重点施策として設定して取り組んでいるというところです。

　こちらの資料も計画のほうからの抜粋で体系等を確認いただければと思いますが。少し文字が小さいので、見辛いとは思うのですが、計画の主な体系図としては、こちらのようになっておりまして、左側に施策の４つの柱、１～４までが設定されておりまして、その中にそれぞれ、３～４の基本施策というものを設定しております。更にその１３の基本施策の中から個別事業、１～５２まであるのですが、５２までの個別事業を設定しまして計画に戻しているということです。

　第３期ではその中で、基本施策の新たな制度に基づく表示の適正化の推進の部分と自主衛生管理の推進といったところを重点課題としてというところは、第３期計画の概要になっております。

　また資料４に戻りまして、真ん中の検討事項に入ります前に、資料の右側の策定スケジュールについて先にご説明させていただきます。基本的には、第４期も第３期の計画策定スケジュールと同様のスケジュールで考えております。

　まず、本日第２５回の協議会で計画策定に向けて広く皆さまからご意見を頂戴したいと考えております。次に、本日いただいたご意見を基に庁内での関係室課で構成します、プロジェクトチームで計画素案を作成しまして、６月か７月頃には事前に協議会の委員の皆さまにメール等で個別にご意見を伺う形で素案の修正等を行っていくことができればと考えております。

　次に、８月頃には、第２６回の協議会を開催させていただきまして、委員の皆さまでの意見交換もしていただきながら更に審議していただいて、それらのご意見も踏まえて計画素案を計画案に修正していきます。作成した計画案につきましては、１１月下旬頃から１２月上旬頃ですかね。そこから約１カ月ほどパブリックコメントの手続きによりまして、府民からの意見募集をさせていただく予定です。

　その後、計画最終案という形で作成いたしまして、来年２月頃に開催を予定しております、第２７回の協議会において委員の皆さまにもご報告を確認いただきまして、３月には計画策定、４月からスタートできるようなスケジュールを予定しております。

　最後に、本日、第４期の計画策定に向けて、協議会で審議していただきたい事項についてこちらの資料の真ん中の列、検討事項①、②、③と列挙しておりますので、順番にご説明させていただきます。

　まず、検討事項①については、「計画期間について」になるのですが、計画期間に関しては、これまでも食を取り巻く環境の変化ですとか、社会情勢の変化、これらに応じた施策、事業の転換を図る必要がありますので、これまで５カ年計画として第１期、第２期、第３期と策定しておりましたが、第４期計画でも同様に５カ年計画として継続する方向でよいかどうかということもご意見いただければと思います。

　次に検討事項②につきましては、「計画のめざすべき姿を表すスローガン」ですとか、「施策展開の方向性について」になります。資料では、「施策展開の方向性について」という形で今、記載しておりますが、先ほどの第３期計画の概要で説明させていただいたとおり、第３次計画から条例の基本理念であります、大阪府、事業者、府民この３者の相互理解と協力によるということをより明確にするために、計画のめざすべき姿としまして、このスローガン、『生産から消費までみんなでつなぐ食の安全・築く安心』を掲げております。第４期計画でもこのスローガンを継続していくことができればと考えているのですが、委員の皆さまからもご意見を伺えたらと思います。

　併せて、この「施策展開の方向性」なのですが、第４期計画における、施策事業としては、基本的には、第３期で取り組んできたもの、先ほどの報告にもありましたが、コロナ禍の影響もありまして、目標達成には至っていないものもある状況なのですが、これらの実施方法等の見直しも行いながら、継続していく。第３期の取組みを継続して取り組んでいくということが重要かと考えております。

　そのうえで、第４期計画では更に、施策事業の展開の方向性としまして、スローガンとは別にもう少し絞った形で、テーマという言葉が適切なのか、サブテーマとかコンセプトとかいろいろな呼び方があるのかなと思うのですが、施策展開の方向性を計画の中で定めることでこれまで関係部局で現在実施している施策ですとか事業、それから、これから新たに実施するものですね。そのようなものを計画で定めたテーマに沿った取組み展開を図っていけるのではないかという趣旨になっております。

　実際にどのようなテーマを設定するかという点なのですが、これはあくまでも事務局での一例なのですが、例えば資料にありますように、大阪では、２０２５年に大阪・関西万博が開催されますので、この万博のテーマでも『いのち輝く未来社会のデザイン』となっておりまして、この未来社会に向けてという観点で見ると、今後その計画の５年後、またその更に先の未来に向けてできるだけ、子どもですとか若者に対してより食の安全安心に関する知識や、行政だけではなくて、当然、事業者さん、消費者の方が取り組んでいる食の安全安心の取組みを学んでいただく機会を増やすことが大切ではないかと考えておりますので、これはすべての府民、子ども、若者だけでなくてすべての府民を対象に取り組んでいくということが第一ではあるのですが、これからの次世代を担う子どもや若者に対する啓発により力を入れて取り組んでいくという視点もテーマになり得るのではないかと考えております。

　そのほか、様々な観点もあると思いますので、この機会をとおして広く委員の皆さまからご意見を頂戴したいと思っております。

　最後に、検討事項③については、「施策事業の体系等について」でございます。こちらは、先ほど見ていただきましたように、第４期計画でも基本的には第３期の施策事業の体系。先ほどありましたように、施策の４つの柱をベースとしまして、１３の基本施策、それから、第３期では、５２の個別事業という形でしたが、基本的には、この施策の４つの柱、基本施策、そしてそこに紐づく個別事業という形で展開していくことで考えております。

　更に、個別事業については、第３期から継続というのが一番、重要にはなるかと思うのですが、そこで更に検討事項②で挙げたようなスローガンですとか、テーマを踏まえて事業の見直しなどを展開し、また、コロナ禍で生活様式や社会情勢も変わっている部分もありますので、新たな生活様式ですとか、社会情勢を踏まえた事業の展開、見直し等を図っていくような計画としてはどうかと考えています。このあたりも広くご意見いただければと考えています。

　最後にその他「今後の検討事項」としまして、第３期でも設定しておりました、重点施策の設定ですとか、目標指標の設定についての検討課題もあるのですが、これらは、計画素案の作成段階でまずは、事務局で設定させていただいたうえで、次回の協議会でご意見、ご確認いただければと考えております。

　事務局からは説明としては以上になりまして、特に今回、検討事項①、②、③もしくは、その他食の安全安心推進に関して全般的なところでもご意見いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、小田会長のほうに進行のほう、お願いしたいと思います。

○小田会長　ありがとうございます。それでは、検討事項①、②、③とその他も含めてご自由にご意見、ご質問をいただきたいわけですが、我々のこの協議会はあくまでも食の安全安心をいかに推進するかと。それをいかに府民の方々に情報発信をしていくかということが求められているわけです。当然、食育との関連も非常に重要なのですが、食育に直接取り組んでいるわけではないのでそのあたりはご理解いただきながらまず、私がご指名する前に「これは絶対に言っておかなければいけない」というご意見を持たれている方は最初にどこでもよいので、またあとから言っていただいてもよいので、時間の許す限りご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。「これだけは言っておきたい」とか、「少しここは何とか考えておいてください」という、当然、第３期の先ほども事務局からも出していただいた第３期の検証と、第３期は、国のＨＡＣＣＰというのが入ってきて、いろいろと難しい問題も出てきて、それを何とかクリアできたというか、これからできるかなというところで、それをいかに発展的に継承しながら新しい課題、特に２０２５年には、大阪・関西万博というものもありますのでそれも踏まえてこれから素案を作る上で「これだけは考えておいてもらいたい」とか、「これだけは注意すべきだ」ということがありましたらご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

では、津塩さま、お願いいたします。

○津塩委員　はい。すみません。第３期の重点課題のところで、「国際標準化を見据えた」とあるのですが、おそらく、この期間内にオリンピックがありましたので、それも念頭に置いてのことだと思うのですが、そのときにオリンピックに提供する農産物については、ＧＡＰ（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の認証が必要だということがいわれていました。今回、第４期の期間内には、大阪・関西万博があります。それらに対する詳細はまだ決まっていないのでしょうが、そのときにもし、農産物等を提供する場合には、やはりＧＡＰが前提となるのかどうかということが今、少し心配しているところであります。大阪版簡易ＧＡＰというものがありますが、それではおそらく不足するのだろうなと考えておりますが、現状の大阪の農業から申しますと、あまりにも規模が小さすぎて、ＧＡＰの取得というものが行き渡っていないというのが現状ですから、そのあたり、どのようなお考えで進めるのか今後、検討いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小田会長　ありがとうございます。事務局から何かありますか。とりあえず、お聞きしておけばよろしいですか。

○事務局　本日ですね、担当の部局が所用で参加しておりませんので、今お伺いさせていただいたご意見としては、府内の農家さんにとっては、なかなかＧＡＰを取得するというところが難しい状況ということが実態としてあるということですから、それを踏まえた大阪万博（大阪・関西万博）への大阪府産の農産物の提供などというそのようなことも加味すべきではないかというご意見かなと理解しましたので、こちらは、担当部局のほうにお伝えしまして、大阪万博に向けて検討を進めていくことができればと思います。

○小田会長　ありがとうございます。それ以外にありますでしょうか。

　そうしましたらまず、皆さんたいていお話をしていただいたのですが、吉田さま。中央卸売市場協会（一般社団法人大阪府中央卸売市場協会）の吉田さま、いかがでしょうか。

○吉田委員　書かれている個別のそれぞれは別に私はどうこう言うことは無いのですが、そもそも論的な部分で、食の安全安心のこのような認証制度があるということをどのくらい、一般の方がご存じかと。そしてやはり、このようなことを進めるのであれば、認知度を広げる必要があるのではないだろうかとそのようなことを感じます。なぜかといいますと、例えば、今回の飲食店の件でも新型コロナウイルス感染症対策の認証制度があって、その認証シールが貼られていると。それがあるのか、ないのかということは多くの消費者の方はもう、今では知っているわけですよね。それで、事業者目線で言うのであれば、この大阪府の認証制度というよりは、例えば、ＨＡＣＣＰという単語とかその制度のことに関したもう少しより多くの事業者の方々の目線でいうと知っておられるはずなのですよね。

　ただ、この大阪府のこのような一定基準の制度があって、基準があって、いろいろな審査を受けて先ほど言われていたような年に１回、「また再度審査がありますよ」と。これが安心安全につながるということなのでしょうが、事業者から見ても消費者の方から見ても少し認知度が低いのかなということを率直に感じますね。

　だから、できれば、同じするのでしたら、もう少し認知度が上がれば自然と現行の制度の件数ももっと上がることにつながるのではないかということを感じました。以上です。

○小田会長　ありがとうございます。鋭意、拡大はしているのですが、これは私の意見なのですが、吉村知事と結構、付き合いがあるのですね。大阪はいろいろな取組みをしているのですね。これだけということはできないのかもしれませんが、吉村知事に要所要所で「こころちゃん（大阪育ちのこころちゃん）マーク」を宣伝してもらえばよいのではと私は思うのですが。それは、事務局でも検討していただければと思います。

　次に大滝さま、いかがでしょうか。

○大滝委員　はい。ＡＣＡＰ（公益社団法人消費者関連専門家会議）西日本支部の大滝です。よろしくお願いいたします。ご発表ありがとうございました。３期を継承して４期も引き続きというところで、特に問題はないかと思います。ＡＣＡＰとしては、企業が消費者にどのように安心安全を与えるかというところや、消費者に安全に製品を使っていただくためにいろいろな事業者としての活動というものはしているところでありますが、やはり、大阪府さんのこのような計画に基づきながら大阪府に拠点を構える事業所としてもそのような取組みというものを進めていきたいと考えております。以上でよろしくお願いいたします。

○小田会長　次に、新しく入られたのですが、大原さま、いかがでしょうか。

○大原委員　大原です。今、思いついたところで申し上げさせていただきます。食の安全安心に対する事業者の取組みということで、一般の方に広くということでございますから、市民の方にもわかりやすいような具体的に言えば、家庭で食品等を取り扱う際にもヒントとなるようなそのように身近な仕組みであれば、非常に浸透もしやすいのではとまず考えました。

　もう一つは、私も自分でどのようにつながるかがわかっていないのですが、昨今、いろいろな議論の中にも食品ロスの話が非常によく出てまいります。それで今後もますます関心が高まっていくであろうと思われますので、食の安全安心と食品ロスはつながらない、別のものかなと感じるのですが、そのようなところもトレンドになってくるかと思いますので、何か盛り込めないかと思って事業者の方も一般消費者の方も幸せになるかというようなそのような何か形ができないかと感じます。以上です。ありがとうございます。

○小田会長　はい。ありがとうございます。事務局から何かありますか。よろしいですか。

○事務局　はい。ご意見ありがとうございます。家庭でヒントになるような情報発信をより進めていくというところと、それから、昨今、話題の食品ロスの削減というところでのご意見かなと思います。食品ロスの関連は、この推進計画の中に盛り込むことができるかどうかということは事務局のほうでも話題性としてあるのかなということでは検討はしているところなのですが、例えば、その食品ロスの部分と食の安全安心の安全性の担保といったところでいうと、若干、相反するところもありまして、ただ、現状でも今、食品ロスを進める関係部局としっかりと情報共有をしながら食の安全性も担保しつつ、食品ロス対策を取っていくというところで、テイクアウトなどの持ち帰りなどといったところも食品ロス対策にもなるでしょうし、そのような部分は、盛り込めるかどうかはまた改めて検討したいと思います。ありがとうございます。

○小田会長　ありがとうございました。そうしましたら、齋藤さま、いかがでしょうか。

○齋藤委員　はい。大阪食品衛生協会（公益社団法人大阪食品衛生協会）の齋藤です。私からなのですが、この推進計画が今年あと残り１年で丸１５年ということで、平成３０年に食品衛生法が改正されまして、いわゆる、届出義務ですね。お米屋さんとか八百屋さんでありますとか、そのような所も保健所のほうに届けていかないといけないという大きな法改正が起こりましたのである程度、まずは検討事項の１にあります、計画案については、引き続きやはり５年くらいのスパンで計画をしていただいたほうがよいのではと思います。

　それから、２番目の「計画のスローガン」ですが、せっかく、第３期で『生産から消費までみんなでつなぐ食の安全・築く安心』ということでスローガンを掲げておりますので、これについてもやはり新たな届出業者または業界が増えましたので、少しそれも引き続き同じスローガンで進めていただくとよいのではと思います。

　現在、当協会のほうで実施しております、食品衛生責任者養成講習会が過去を見ましても、今年度、コロナ禍であっても実質の受講者が３０％以上増えているということが現状で、だから、食品業界をめざす方が多いということがございますので、やはり今まで第３期計画に引き続き、大きく変えるのではなくて、ある程度継続性を持って進めていただくほうがよいのではないかと思います。

　また、個別事業の中で皆さん、今まで保健所との関りがあまり必要ではなかった業種についても、また当協会にも相談に来られていますので、そのようなところも個別事業の中で何か少し数値目標を挙げていただければありがたいと。以上でございます。

○小田会長　ありがとうございます。よろしいですか。事務局から何かありますか。よろしいですか。

○事務局　はい。大丈夫です。ありがとうございます。

○小田会長　はい。それでは次に大阪生協連（大阪府生活協同組合連合会）の中村委員さまお願いします。

○中村委員　はい、中村です。お世話になります。私も特に意見はないのですが、パブリックコメントについては、できるだけこの計画を知っていただくということなどはとても大事なことになると思うので、広める活動というか、この計画についての学習会なども含めてしていただいて、できるだけそのたくさんの方からのご意見をいただけるような工夫をしていただければよいのではと思っております。以上です。

○小田会長　ありがとうございます。続きまして、日本チェーンストア協会関西支部の事務局長の南野さま、おられますでしょうか。

○南野委員　はい。南野です。計画につきましては、お聞きして、非常によくできているのかなと思います。期間の長い計画ですから、しっかりと点検をしながら最終的に目標を達成できる形に修正していただければと思います。

　それと、先ほど出ました、皆さんに周知していくということで、なかなか難しいということでほかの会議などでも大阪府民に周知をしていくということが難しいという声をよく聞きます。今回の計画ですとちょうど、万博にもかかりますので、このあたりで何か、食の安全安心に関するところを何か発表できる場があればよいのではという気がしますし、あと、先ほど出ておりました食品ロスの件ですが、食品ロスについては結構、消費者の方々も興味をお持ちになられております。今現在、興味を持ちつつあるというところですから、しっかりとこのあたりを一番、大きな食品ロスが出ていますのは消費者の方々ですから、食の安全安心の観点からしっかりと安心して食品ロスを失くす方策を消費者の方に届けるような何かそのようなものを作ればかなり興味のあるところですから、周知できるのではないかという気がします。以上です。

○小田会長　ありがとうございます。食品ロスは非常に大きな問題ですから、ぜひ、検討事項に加えていただきたいと思います。それでは、標葉さま、ご発言お願いできますか。

○標葉委員　はい。計画等については、このとおりでよいと思います。先ほど話があったように、大阪万博が近いということで、ＨＡＣＣＰも東京オリンピックが近づく中で周知が広まっていったということがあるかと思うのですが、そのあたりで何かうまく連携をして、万博を利用してというとあれなのですが、大阪府の食の安全の活動というものが周知できる機会になればよいのではないかと一つ、思っているところと、あともう１点ですが、新型コロナウイルス感染症に対する不安が高まっているというところで、逆に言うと、食の安全というところの不安は、逆に和らいでいるというところがあると思うのですが、ただ、食品によって新型コロナウイルス感染症が移るということは現状、ないといわれていることですが、ただそのあたりが消費者の人たちも十分に情報がいっているわけではないので、新しい問題ですが、その新型コロナウイルス感染症と食品との関りというものを今だからこそ何かそのような形で情報発信できる機会を今回の第４期で何かの取組みができればよいのではないかと思います。以上です。

○小田会長　ありがとうございます。小崎先生、お願いできますか。何かご意見を。

○小崎委員　もう、１５年も経ったのかということが実際のところなのですが、皆さんが今、おっしゃったことで重複するかもしれませんが、２０２５年の万博にあたって、やはり食の安全という部分の、そのように大きな会場で食を提供するということに関しては、今、小田先生がされているような食の提供をする場の認証制度というものも一つ、出店するサイドからの評価というものが少し使えるのではないかと思うのですね。

　もう一方では、ＵＳＪ（ユニバーサル・スタジオ・ジャパン）などはセントラルキッチンの部分で集約的に安全管理をして出していますが、そのあたり、万博の場合にはどのような格好で食の提供をされるのかというのは大阪府次第という部分なのですが、やはり、食の安全という部分の観点から例えば、今、長年このような会議をしている部分での一つの試金石になるのではないかと思っております。

　もう一点は、やはり表示の問題が法令改正になってもまだまだ十分ではないというところはあるのでそこも少し、この会議を通して情報発信をしていく必要があるのではないかと思っております。

　それから最後に、もう一点ですね。やはり食品関係の、特に病原微生物に関しては、日本の制度自身は、あまり国際化されていないということで、検査方法の見直しというものをずっとここ１０年以上してきているのですね。だからその部分をいかに行政サイドで取り入れるかということは、この本当の会議のところでは、やはり話題にはなりませんが、国の見直しをしているということで、やはり大阪府も「金がないない」と言いながらですね。そのような部分にお金をつぎ込んで府民の食の安全安心に対する要望にも応えていただければとそのような思いです。以上です。

○小田会長　ありがとうございます。参考にさせていただきます。それでは、丸山委員、いかがでしょうか。

○丸山委員　関西消費者協会の丸山でございます。第３期計画の概要のところで、施策の４つの柱というものがありますがそれは、３に「情報提供」、４に「事業者の取組みの促進」というのがありますが、こちらは、先ほども少し申しましたが、行政とか事業者、消費者団体で連携等、何かできないかと。それが有効に使えるのではないかと思っておりまして、先ほども少し触れましたが、その消費者庁などでも消費者志向経営とかサステナブル経営などの推進に力を入れてきているわけですが、今後、その消費者団体、事業者とのそのような連携に注目していただきたいということも思っております。

　私たちも取り組もうとはしているのですが、この、事業者と消費者団体の連携というのが非常に難しいのですよね。だから、大阪府のほうで、リーダーシップを取ってもらって、全国に先駆けた大阪モデルの策定を。例えば、啓発活動、イベントの共催などもそうですが、その事業者の取組みの評価システムだとか、そのような新しい発想で何か大阪府独自のものを作っていただければとてもよいのではと思います。

○小田会長　ありがとうございます。事務局、何かありますか。よろしいですか。

○事務局　はい。ありがとうございます。

○小田会長　それでは最後に、平川部会長、よろしくお願いいたします。

○平川部会長　そうですね。私からは２点。１つは、情報提供の仕方で、今回、先ほど報告をさせていただきましたが、そのTwitterを活用した情報発信の仕方。これは、いろいろな工夫をされて、それなりの効果は出ていると思うのですが、今後、次世代に対しては、このようなＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用というものは結構、効果があると思います。例えば、今だとInstagramというものが若い人たちの間で流行っていて、これだと写真を通じていろいろなメッセージが伝えられるということで、特にまずこの協議会では食の安全安心ということですが、その前提には、大阪が誇る様々なメニュー、食べ方、もあれば、更にその食材もあったりすると。それを見映えというか、インスタ映えという言い方をしますが、見映えのよい形でその写真として見せて、そこから何かより細かい情報を。その安全安心の話であるとか、あるいは認証制度に係る話ですとかその方向につなげていくようなそういった工夫も一つありではないかと思いました。

　あと、もう一つは、情報提供が内容になりますが、近年、昨年くらいはゲノム編集食品というのが実際に実用化されて、市場に出回りつつあるというところ。また更には、培養肉というものも今後だんだん広がってくるというのもあるので、そのようなことにたいして結構、不安を抱いている消費者がいるかと思いますので。そして、新しいテクノロジーで出てきた新しい食品に関しても情報提供ですとか、あと、消費者の皆さんがどのようなことを疑問に思っているか、不安に思っているか知りたいと思っているかということに関してのいろいろな情報収集。これは、アンケートでするとか、あるいは、新型コロナウイルス感染症の場合だとやり辛いかもしれませんが、対面であるいは、オンラインで何か対話のイベントを開いたりして、そこで実際に消費者の皆さんからいろいろな話を聞いてみるということを。また更に、特にこのゲノム編集食品にしても培養肉についても食を提供する側。飲食店とか、あるいはいろいろな販売店にとってのメリットもありますので、そのような新型コロナウイルス感染症の話なども直接関わって、例えば、飲食店としてこのような食材を使うということのメリット。これは経営的なメリットもあるでしょうし、栄養的なメリットもあるでしょうし、いろいろなメリットを提供する側からも聞き取って。また、提供する側も実は疑問に思っているかもしれないということが結構あるかと思いますので、提供側、消費者側これはもういろいろな情報も集めたうえで丹念に情報提供をし、それを具体的な第４期での項目の中に入れることを検討していただければと思いました。ありがとうございます。

○小田会長　ありがとうございました。それでは、皆さん、貴重な意見をいただいてありがとうございます。今、いろいろとご意見が出たわけですが、やはりこの制度を府民の方に知っていただくということが非常に重要ですから、引き続きその努力はしなければいけないと思います。

　あと、万博なのですが、やはり（開催期間が）長いのですね。東京オリンピックなど、オリンピックはあっという間ですが、万博は半年くらいあるわけで。これはやはり、活用をする非常に大きな材料になるなと私は考えています。これはできるかできないかわかりませんが、万博の中の飲食店は、臨時ですべて「こころちゃん」マークを付けてもらうと。そして「こころちゃん」マークが評判になって、「あれはいったい、何だ」と府民の方に認識をしてもらえばよいのではとそのようなことも考えています。

　あと、スローガンなどは、やはりぜひ、若い人たちから意見を募ってもらえばよいのではと思います。やはり、中年以降はなかなか頭が固いのですね。斬新なアイデアは出ないのではないかと思うのでそれももちろん、含めて。

　最後に平川部会長に申し訳ないのですが、これからはもう、ホームページは古いといわれているのですね。やはり、FacebookとかInstagramなどそのようなものでどんどん発信していく。そして、「こころちゃん」マークをもっともっと認知していただく。先ほど言ったように吉村知事にも率先して「こころちゃん」マークをアピールしていただくと。そのくらいの意気込みでできればと思います。

　そのようなところで、ここはこれで事務局、よろしいでしょうか。

○事務局　はい。様々なご意見をいただきましてありがとうございました。本当にご意見がたくさんありましたのでまた、改めてまとめて庁内の部局でも検討させていただければと思うのですが、１つは、津塩委員からありましたように、大阪万博というところで大阪産の農産物の普及の機会になりますので、その部分でGAPというところのハードルをどのようにクリアしていくかというところであったりですとか、認証制度の認知度をやはりもう少し上げていくといったこと。また、食品ロスに対して食の安全という面からサポートできるような取組みといったところですとか、あとは、法改正での届出業というところで取り組めるポイント。また、この計画自体を周知していけるような計画策定に当たっての学習会の開催であるとか、全般的には万博というものが非常に大阪のこの第４期の計画の中で大きなテーマではありますので、それを絡めて計画を立てていくかといったところの情報発信の仕組みといったところですとかあとは最後に計画としては条例の基本理念にありましたような、大阪府だけでなくて事業者、それから府民、事業者団体、食の安全安心推進協議会さんともご協力いただきながら連携して取り組んでいくことを引き続き計画の中で着実にしていくということが大事なのではないかと。

　すみません。漏れている意見もあるかと思いますが、またまとめさせていただいて、計画素案の作成に努めていければと思います。ありがとうございます。

○小田会長　ただ今の委員の皆さま方のご意見を含めて計画の素案の作成を事務局にお願い申し上げます。それでは、議事の４「その他」でございますが、何かございますでしょうか。「このようなことについて議論してもらいたい」とか、「このようなことはいかがでしょうか」ということがありましたら何かご意見いただきたいのですがいかがでしょうか。よろしいですか。

　手を挙げておられる方はいらっしゃいませんね。

○事務局　はい。いらっしゃいません。

○小田会長　それでは、これで今日の議事は一応、終わりにしたいと思います。それ以外に何かあるでしょうか。この会議のあり方などに関連してもよろしいのですが。

　できるだけ次回は、対面でできればと思いますが、新型コロナウイルス感染症の状況がわからないので、新型コロナウイルス感染症次第ということになりますが。

　それではこれで本日の審議は終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

○事務局　はい。小田会長、ありがとうございました。それでは、協議会を閉会するに当たりまして、大阪府健康医療部生活衛生室長の氏内より一言ご挨拶申し上げます。

○事務局　大阪府の氏内でございます。本日は、小田会長をはじめ、委員の先生方、長時間にわたりお忙しい中、ご出席いただき、いろいろとご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。

　今回の協議会の特に後半ですが、目玉としては、来年度の第４期計画の策定ということで、委員の皆さま方全員からご意見を頂戴いたしました。そのような意見を参考に関係機関、実施機関と検討しながら素案策定に向けて作業を進めていきたいと思いますので、また改めて皆さま方にはご意見を頂戴する機会が多々あろうかと思いますが、今後ともよろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

○事務局　以上をもちまして、「第２５回食の安全安心推進協議会」を閉会いたします。長時間にわたってご議論いただき、誠にありがとうございます。

○一同　ありがとうございました。

（終了）